

「とくしまオンリーワンLED製品」認証制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内LED関連企業が開発した優れたLED製品を「とくしまオンリーワンLED製品」として「認証」することにより、県内企業の新製品開発を推進するとともに、認証製品を国内外に広く情報発信することで販路開拓を支援し、もってLEDバレイ構想の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次の各号に定めるところによる。

(1) LED関連企業

県が進める「LEDバレイ構想」に参画し、そのメンバーとして構想を推進する意思を持ってLED応用製品の開発・販売に携わる、徳島県内に本社又は事務所を有する法人又は個人をいう。

(2) 認証

LED製品の認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）からの申請により「認証基準」に適合すると認められるLED製品について、徳島県LEDバレイ構想推進協議会会長（以下「会長」という。）が「とくしまオンリーワンLED製品」として証明することをいう。

(申請者)

第3条 申請者は、徳島県内に本社又は事業所を有する法人又は個人とする。

(認証対象製品)

第4条 認証対象製品は、次の各号のいずれにも該当するLED製品とする。

- (1) 徳島県内に本社を置く企業が生産したLED素子を使用し、県内で開発又は生産された自社製品であること。ただし、開発・生産工程の一部を外注等により行う場合も対象とする。
- (2) 照明製品については、徳島県立工業技術センターが発行する対象製品の性能評価に係る成績書を保有し、別に定める「とくしまオンリーワンLED製品」性能基準に適合していること。
- (3) 販売実績がある、若しくは販売することが確実に見込まれる製品であること。

(認証の申請)

第5条 「とくしまオンリーワンLED製品」の認証を受けようとする者は、別に定めるところにより、関係書類を添えて、会長に申請するものとする。

(認証審査会)

第6条 会長は、認証の可否を審査するため、「とくしまオンリーワンLED製品」認証審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 前項の規定による審査会の構成、運営等については、別に定める。

(認証及び登録等)

第7条 会長は、前条の申請があった場合、認証審査会において、その申請内容を審査し、その結果を申請者に対して通知するものとする。

(認証マークの表示)

第8条 前条の規定により認証を受けた者（以下「受証者」という。）は、認証マークを、別に定める「とくしまオンリーワンLED製品」認証マーク表示基準に従って表示することができる。

(認証期間等)

第9条 第2条第1項第2号に規定する認証の有効期間は、会長が認証した日からその効力を発するものとし、その効力は3年間とする。

(変更の届出)

第10条 受証者は、認証事項に変更があったときは、その変更内容を直ちに会長に届け出なければならない。

(受証者の責務)

第11条 受証者は、この要綱に定める事項を遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意しなければならない。

(1) 認証製品を県内外に対して積極的な情報発信を行い、その販路拡大に努めること。

(2) 認証製品の出荷量、流通状況及び消費状況などについて随時把握に努め、会長から報告を求められた場合は、その状況を報告すること。

2 認証製品により生じた事故、損害等に対しては、受証者が自らの責任においてこれを解決するものとする。

(認証の取消)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により認証を受けたことが判明したとき。

(2) 認証製品が第4条に定める要件に適合しなくなったとき。

(3) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

(庶務)

第13条 この要綱に関する事務は、徳島県商工労働観光部新未来産業課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。